

消費期限と賞味期限

食品に表示してある「消費期限」と「賞味期限」、この違いは何ですか。

Q

消費期限とは、弁当やそうざい、食肉、生菓子類など、品質（状態）が急速に劣化しやすい食品につけられる表示です。開封前の状態で定められた方法で保存した場合、「安全性」を保つことができる期限を示します。期限を過ぎたら食べないようにしましょう。

賞味期限とは、スナック菓子、缶詰、乳製品など、品質の劣化が比較的穏やかな食品につけられる表示です。開封前の状態で定められた方法で保存した場合、「品質」を保つことができる期限を示します。期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではありません。

一度開封した食品は、期限にかかわらず早めに食べきるようにしましょう。

消費期限と賞味期限の違いを理解して、適切に食品を購入しましょう。

A

9月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	9/ 4(火)、18(火)	22-1151
関ヶ原町	9/11(火)、25(火)	43-0070
養老町	9/ 3(月)、21(金)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
神戸町	9/10(月)、28(金)	27-3111
輪之内町	9/ 6(木)、20(木)	68-0185
安八町	9/13(木)、27(木)	64-3111